

イノシシ管理計画案に対する意見と修正の考え方について

イノシシ管理計画案（H28.1）の関係項目	特定鳥獣保護管理検討委員会（H28.2.2）及び環境審議会自然環境部会（H28.2.5）のおもな意見	前回計画案からの修正の考え方
1 計画策定の目的及び背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>表題は、第二種特定鳥獣（イノシシ）とするのが、素直な表現の仕方ではないかと思う。1 ページにも「この計画～」とあり、特定しない表現をしているが、訂正すべきと思う。（幸丸部会長／自然環境部会）</li> </ul>	<p>→ 表題及び「1（1）計画策定の目的」に「第二種特定鳥獣管理計画」を追加。</p>
2～5 （略）		
6 管理の目標 （1）基本目標 （2）その方策と基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 ページのエで「個体数調整の実施にあたっては～農作物被害対策に徹底して取り組む地域で行う」とあるが、場所を指定して個体数調整を行うのか、指定しないのであれば抽象的であるので理解しにくいと思う。（山崎委員／自然環境部会）</li> </ul>	<p>→ 個体数調整の実施場所を指定するような印象を与えるため、「地域で行う」を削除。</p>
7 具体的な管理目標及び管理方式		
（1）農作物被害対策（被害防除） （2）生息環境管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 ページのアに「電気柵は侵入防止効果が最も高い」とあるが、これは特に証明されておらず、ワイヤーメッシュ柵と同じ効果である。「電気柵は設置費用が高い」とあるが、ワイヤーメッシュ柵の方が設置費用は高く、電気柵の方が設置費用は安い。（江成委員／特定検討委）</li> <li>7 ページのイに追加された「こうしたことから～」というところはかなり重要で、それぞれの対策を実施するにあたり、誰かきちんとした知識を持つ人が、農業者、地域を見回って助言するということが計画で一番重要。そういった体制が市町村にあるのか。（林田委員／自然環境部会）</li> <li>7 ページのウに「周辺農地の管理や樹木の伐採」とあるが、樹木の伐採というよりは、「周辺農地や里山の管理」という表現にできればよい。また、8 ページの（2）のウで「民有林の地権者等、地元で管理を担う者」とあるが、意味がわからない。（佐藤委員／自然環境部会）</li> </ul>	<p>→ 電気柵の侵入防止効果と設置費用に関する表現を削除。</p> <p>→ 技術指導や巡回等を行う市町村・総合支庁・農協の職員の担当分野を例示して具体化。</p> <p>→ 里山の管理及び管理を担う者に関する表現を修正。</p>
（3）狩猟による捕獲圧の確保 （4）個体数調整（第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項） （5）具体的な目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟免許取得数に目標の数を挙げているが、そこをどうやって上げていくのかということをもう少し具体的に書いた方がよいのではないか。（三浦委員／自然環境部会）</li> <li>イノシシが定着しつつある段階でバンバン銃を撃つと個体が散り、あちこちに生息域が広がる。大人数での巻き狩りとかの場合は銃の使用は問題ないが、個人での狩猟で銃を発砲すると散らしてしまう。初期的な対応としてはわなで捕獲する方が有効だと思う。わなを使ってピンポイントで個体群を潰していくようなやり方をすべき。（田口委員／特定検討委）</li> <li>10 ページの表の個体数調整の欄に「農地周辺でわな捕獲」とあるが、この表現はやめてほしい。くくりわななら別だが、箱わなは農地にイノシシを集めることにしかならないのでマイナスにしかならない。個体数調整としての書き方は改めなければならない。（江成委員／特定検討委）</li> <li>10 ページの表のうち、1 から 5 の段階は当該集落での被害等の発現度に応じて区分したものであるが、6 の段階だけは、近隣集落での被害発生によって区分されたものになっている。6 の段階の場合、当該集落から出て行ったイノシシに対して当該集落の人が対応するのか、それともイノシシが行った先の集落の人が対応するのか分かりにくい。（横山委員／自然環境部会）</li> <li>これを特定計画に乗せるかどうかというのはあるが、普及の部分の目標設定がないので、予防のための研修の実施状況などを盛り込んでいけば、目標設定の中で管理されていくのかなという気がする。数値として表わすのは難しいのかもしれないが、普及の状況を把握して、今の状況をどれくらい改善させるのかということは書けると思う。（江成委員／特定検討委）</li> </ul>	<p>→ 新規狩猟者の確保・育成に向けた県の具体策について追加。</p> <p>→ 定着初期段階においては、拡散を生じさせないよう、銃による捕獲の方法に留意すべきことを追加。</p> <p>→ 対策等ごとの実施場所、実施者を表に書き加えて 6 段階を削除し、個体数調整の銃捕獲の記述を表外に追加。これに伴い「わな捕獲」から「農地周辺での」を削除。</p> <p>→ 「農作物被害の抑制」の具体的目標の設定根拠として、被害防止策の普及に関する参考数値等を追加。</p>
（6）モニタリング及び目標の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度までのイノシシやシカに関するデータを GIS 化してまとめ、県に提出しているが、いつ公開されるのか。（江成委員／自然環境部会）</li> </ul>	<p>→ 県ホームページで公開済。</p>
8 第二種特定鳥獣管理計画の実施及び見直しに必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>13 ページの（2）ア「指導者等の研修」とは誰に当たるのか。市町村だけではなく、様々な人を想定していると思われるが、絶対に入れるべき人材を具体的に記載した方がよい。今回市町村の役割が重要で、それに対する県の果たす役割を加えるべき。（林田委員／自然環境部会）</li> <li>イノシシがいる地域に狩猟者が行って対策が打たれないと、狩猟者確保の目標が有効ではない。（加藤委員／自然環境部会）</li> <li>狩猟として捕獲すれば食べるわけであり、セシウム等の問題もあると思うので、それについて何かしら触れなければならないのではないか。どこまで調査されているかは知らないが、特にリスクの高い地域とか。ポイント的に獲って調査してもあまり出ないらしいが。県としてこのあたりに触れておかないとまずいと思う。（江成委員／特定検討委）</li> <li>一般の狩猟免許を持っている方が獲り、自宅で消費することになると思うが、山形県内のイノシシはおそらく放射能が出てくると思う。その場合のモニタリング体制はどのようになっているのか。また、放射能が出た場合の対応を 13 ページの「捕獲個体の処分等」に明記しないのか。（江成委員／自然環境部会）</li> <li>狩猟免許取得数を上げていくときに放射能問題に関して併せて研修を行っていく、知識の習得を行っていくということが必要ではないか。（三浦委員／自然環境部会）</li> <li>捕獲数が増えてくると焼却処分も出てくる。そうした場合に放射能の問題が出てくる。モニタリング調査の結果次第であるが、燃やせるのか燃やせないのか、県として責任をもって対応していかないと後で大変なことになる可能性がある。（山田特別委員代理／自然環境部会）</li> <li>イノシシの場合、生息地が山林で被害が出るのが農地であることから、森林関係者の意見を聞いておく必要があると思うので、そういった組織を作っておくべきである。15 ページの図や 7 ページの記述にも森林組合が入っていないのはどうかと思う。（野堀委員／自然環境部会）</li> </ul>	<p>→ 研修の主な対象となる者の具体例を追加。</p> <p>→ イノシシの捕獲技術講習会の開催により、捕獲が必要な地域における捕獲の担い手育成を図る旨を明確化。</p> <p>→ 県は、放射性物質濃度や感染症など、野生鳥獣肉の食品衛生に関する情報等、捕獲個体の利用又は処分の安全・安心に必要な情報の収集と狩猟者への提供に努める旨の記述を追加。</p>
		<p>→ 体制図に連絡協議会を加え、情報交換の対象者に森林組合、林業者を追加。</p>